

令和元年度 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一般会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりです。

記

1 審査対象

- (1) 令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 前記(1)に係る関係書類として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要施策の成果の説明書及び関係帳簿、証書類

2 審査期日 令和2年 7月29日(水)

3 審査の場所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室

4 審査の主眼及び方法

- (1) 決算審査に当たっては、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の運営が、地方自治法等関係法令の規定に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

また、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査基準(平成10年葬

祭組合監査委員訓令第1号)に基づき、例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、関係職員から説明を聴取し、照合、質問、分析等通常実施すべき審査手続きにより実施しました。関連事項及び関係書類等の処理状況についても確認しました。

5 審査の結果

(1) 総括

審査に付された令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書書類等は、関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は、関係帳簿その他証書書類と照合した結果、誤りのないものと認めます。

(2) 執行状況及び事業運営状況等に関する事項

令和元年度における予算の執行状況、事業の運営状況及び関連事項等は、適正であり、効率的に行われていると認められます。

また、職員の有給休暇の取得率についても向上が認められますが、引き続き、取得しやすい体制及び環境づくりを維持し、良好な組合経営が継続的に行われるように努めてください。

令和2年 8月27日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久 様

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

監査委員 鈴木 孝一

監査委員 石山 健作